○内閣府告示第二百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年六月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東御市

二　構造改革特別区域の名称　とうみＳｕｎライズ　ワイン・リキュール特区

三　構造改革特別区域の範囲　東御市の全域

○内閣府告示第二百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百五十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年六月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県埴科郡坂城町

二　構造改革特別区域の名称　さかきワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　長野県埴科郡坂城町の全域

○内閣府告示第二百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百七十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十七年六月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　泉佐野市

二　構造改革特別区域の名称　すくすく・すこやか泉佐野給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　泉佐野市の全域

○内閣府告示第二百八十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　函館市

二　地域再生計画の名称　函館ブランド確立による雇用創出・拡大プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　函館市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（四の五②）及び実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百八十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道雨竜郡沼田町

二　地域再生計画の名称　沼田町農村型コンパクトエコタウン構想

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道雨竜郡沼田町の全域

○内閣府告示第二百八十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道沙流郡平取町

二　地域再生計画の名称　歴史文化とアイヌ工芸の里「びらとり」雇用創造プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道沙流郡平取町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百八十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道標津郡中標津町

二　地域再生計画の名称　あつまる・つながる・ひろがるまち　北海道東部の経済・観光・物流・産業拠点！！　～人と自然と産業の融合環境首都なかしべつの雇用創造プロジェクト～

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道標津郡中標津町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百八十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　由利本荘市

二　地域再生計画の名称　「鳥海山の恵」から生まれた～ひと・自然・食・伝統～豊かな地域資源を最大限活かした雇用創造大作戦

三　地域再生計画の区域の範囲　由利本荘市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百八十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県

二　地域再生計画の名称　マリーナ整備による観光振興・漁村活性化促進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　鶴岡市の全域

○内閣府告示第二百九十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県及び新庄市並びに山形県最上郡金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村

二　地域再生計画の名称　人口減少に立向う最上の産業ポテンシャルを引き出す雇用創出プラン

三　地域再生計画の区域の範囲　新庄市並びに山形県最上郡金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第二百九十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県飽海郡遊佐町

二　地域再生計画の名称　鳥海山の恵みを活かしたまち・ひと・しごと創生～若者定住促進のための雇用創造計画～

三　地域再生計画の区域の範囲　山形県飽海郡遊佐町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）